

## 令和6年度 第3回 岡崎市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和7年2月6日(木) 13時30分～14時50分

2 場 所 岡崎市役所福祉会館2階 201号室

3 出席者

(1) 委員

ア 被保険者代表

塩澤昭治 加藤智子 高橋京子 牧野由紀子 川喜田美栄子

イ 保険医・薬剤師代表

金子義久 織田盛久 高村俊史 鶴田啓

ウ 公益代表

中根善明 神谷茂樹 佐藤哲朗 野島さつき 鈴木静男

エ 被用者保険等保険者代表

永井立美 名波直治

※ 定員の過半数以上出席のため、会議成立

(2) 理事者及び事務局

福祉部長 阿部田洋

国保年金課長 青山潤子

国保年金課副課長 鈴木幸宏

主任主査 渡部幸子 鈴木理香 山田昌永

鈴木勝道 荒木宏治

主査 三浦理絵

4 会議傍聴者

2名

5 議事内容

(事務局)

本日は、お忙しい中 御出席を賜わり、誠にありがとうございます。

時間がまいりましたので、ただ今から会議を始めさせていただきます。なお、本協議会につきましては公開扱いとなっております。傍聴申出を2名からいただいておりますので、入室していただいております。

始めに、福祉部長の阿部田より御挨拶を申し上げます。

(部長)

皆様こんにちは。福祉部長の阿部田でございます。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、日頃から、本市の福祉行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度厚生労働省の予算編成では、団塊の世代の後期高齢者への移行と被用者保険の適用拡大実施などによる国保被保険者数の減少を見込む一方で、一人当たり医療費については自然増が見込まれるなど、国民健康保険事業を取り巻く環境はますます厳しさを増している状況です。

このような状況を踏まえ策定いたしました令和7年度国民健康保険事業特別会計予算概要や、国保財政安定の要となる収納率向上に向けた取組指針である第7次岡崎市国民健康保険料収納対策・緊急プランにつきまして、本日の議題といたしました。

委員の皆様から多くのご助言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

また、席上に配布させていただきましたチラシでございますが、代表的な名称である岡崎城公園の桜のほとんどが寿命の時期を過ぎており、このままでは枯渇してしまう恐れがあることから桜花咲（おかざき）さくら・はな・さくということで岡崎プロジェクトと銘打ち、桜並木の再生・更新に取り組んでまいります。2月号の市政だよりでも特集記事を掲載しております。プロジェクトを実現するため、クラウドファンディングを実施しています。そのPRのため今回配布させていただきました。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

岡崎市国民健康保険運営協議会規程第4条により、「会議の議長は、会長をもってあてる」となっておりますので、議長を鈴木会長にお願いいたします。

(議長)

それでは、ただいまから議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議に欠席の連絡がありました委員の報告をいたします。欠席の委員は、小出委員です。岡崎市国民健康保険規則第3条第1項による定足数に達していますので、会議は成立します。

では、ただいまから「令和6年度 第3回岡崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。本会議の議事録署名者の選出でございますが、前例により私

から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

御異議ないようですので、議事録署名者は佐藤委員と牧野委員にお願いいたします。

それでは、議題1の令和7年度国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算概要について（報告）」を、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、議題1 令和7年度国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算概要についてのご説明をいたしますので、資料1 ページをお願いします。

まず、表の一番下「国民健康保険の状況等」について説明いたします。

令和7年度は制度改正としまして、1点目及び2点目に挙げさせていただいておりますが、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ、軽減判定の基準拡大が予定されています。後程議題2にて説明させていただきます。

3点目、国民健康保険の加入者ですが、65歳以上の割合が大きく、被保険者の高齢化は継続しております。

4点目、令和7年度の納付金算定から年齢調整後の医療費指数反映係数が $\alpha = 1$ から $\alpha = 0.8$ に設定されました。また、高額医療費の共同負担の実施をすることにより「納付金ベースの統一」が行われております。

お戻りいただき表の上段、令和7年度の国民健康保険事業に係る予算案、予算見積額は、325億436万3千円、前年度より11億124万5千円の減です。財源として国支出金が2千円、県支出金が216億6,790万5千円、保険料等のその他が75億4,212万円となっております。基金からの繰入れを除いた一般会計からの繰入金は31億9,433万5千円で前年度より3,793万6千円の減となっております。

歳入より主なものを説明いたします。

1款国民健康保険料は、予算見積額74億7,451万7千円で前年度より1億989万9千円の減となりました。保険料は国民健康保険事業費納付金を収める財源となるもので、国民健康保険事業費納付金が減となったことで減額となっております。

5款県支出金は、予算見積額216億6,790万5千円で前年度より7億5,227万9千円の減となりました。医療費等の保険給付費の財源となる普通交付金は、歳出側の保険給付費が減となったことで減額となっております。

7款繰入金は、予算見積額 32 億 9,433 万 5 千円で前年度より 2 億 3,793 万 6 千円の減となりました。また、保険料の増加抑制を目的に国民健康保険財政調整基金を 1 億円予算計上しております。

続きまして歳出について主なものを説明いたします。

1 款総務費は、予算見積額 7 億 3,272 万 3 千円で前年度より 5,811 万 7 千円の増となりました。人件費及びシステム標準化の対応に係る費用が増額となったことが主な要因となります。

2 款保険給付費は、予算見積額 215 億 2,708 万 9 千円で前年度より 7 億 1,395 万 5 千円の減となりました。療養給付費は 1 人当たりの見込みは増加しておりますが、被保険者が減少しておりますので減額の見込みとなりました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、予算見積額 98 億 2784 万 1 千円で前年度より 4 億 1,148 万 6 千円の減となりました。これは県からの提示額が減となったため減額となっております。詳細は、後程「令和 7 年度国民健康保険事業費納付金等」にて説明させていただきます。

令和 7 年度予算の概要については以上です。予算案につきましては、今後、3 月議会に上程し審議の予定となっております。

おめくりいただきまして 2 ページをお願いします。

2 令和 7 年度国民健康保険事業費納付金等についてです。

保険料算定の基となります国民健康保険事業費納付金について説明します。

(1) 納付金と保険料の関係です。県が算定した国民健康保険事業費納付金を支払うため市は保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。納付金は医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の 3 本立てとなっております。

(2) 市町村ごとの納付金額及び保険料の算定の考え方です。

医療分について、表にそって①より説明いたします。① 被保険者数や医療費などの推計をもとに県全体の保険給付費を県が推計します。② ①の額から国・県が負担する公費等を控除して市町村に割り振る県全体の納付金を県が算定します。③ ②の額を市町村ごとの被保険者数及び所得総額の県全体に占める割合により按分して各市町村の納付金を県が算定します。④ 市は③により決定した納付金に保健事業費等の保険料で賄う費用を加算し、市町村に直接交付される交付金等の費用を控除して市町村ごとの保険料必要額を算定します。

つづきまして 3 ページをお願いします。

(3) 納付金算定結果について説明いたします。上段の表をお願いします。

(2) の②③の手順で算定した結果令和 7 年度に県全体に必要な納付金は、後期高齢者支援金等分と介護納付金分を含め 1,981 億円で前年度と比較し 73 億円の減となりました。また、被保険者 1 人当たりの納付金額は 169,090 円で前年度と比較し 2,160 円の増加で伸び率は 101.29%となりました。

愛知県全体の納付金算定段階で被保険者数の減少により納付金総額は減少しましたが、国庫負担金等の交付が減少しているため、一人当たりの納付金額は

増額しています。県は納付金を算定する過程で、納付金の引下げに活用可能な決算剰余金を活用し増加を抑制しましたが、一人当たりの納付金額は増額となっております。

続きまして下段の表です。(2) ㉔の手順で算定した結果、本市の国民健康保険事業費納付金は、後期高齢者支援金等分と介護納付金分を含め98億2,784万1千円で前年度と比較し4億1,148万6千円の減となりました。また、被保険者1人当たりの納付金額は168,539円で前年度と比較して3,111円の増加で伸び率は101.88%となりました。

本市におきましても、令和7年度の納付金算定から「納付金ベースの県内統一」を一部反映したことによる影響などもあり、一人当たりの納付金額は増額となっております。説明は以上です。

(議長)

説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問はございませんか。

(委員)

1人当たりの払う保険料が減るというふうにあります。結局1人当たり168,539円になると思いますが、納付金額は減るけど1人当たりの金額が増えるというのは、被保険者数以外に何か影響があるのか確認させてください。

(事務局)

1人当たりの納付金額は増額となっております。それを以て1人当たりの保険料の見込みを、すべての被保険者が対象となる医療分と後期分について、今の予算ベースの賦課総額を被保険者で割り戻すと令和6年度は135,255円で、令和7年度は139,930円となり伸び率は103.5%と見込んでいます。

(委員)

医療分と後期分だけで見ると103%の伸び率ということは、未確定な部分がありながらも、現状は伸び率が101.88%ですけど、それ以上に上がる可能性があったということですか。

(事務局)

あくまでも101.88%の伸び率というのは県から提示された納付金の総額を県がコーホート法で出した被保険者数で割り戻した数字になっていきます。

実際の賦課総額というものは、2ページで説明をさせていただいておりますが、納付金の金額を県から提示された後に保険料で賄うものや、県から入ってくる交付金などを差引きして計算します。それを割り戻します。計算自体

が違うものになります。

(委員)

1 ページ歳入の県支出金が 752,279 千円減額となっていますが、その内訳を教えてください。

(事務局)

内訳は 1 ページの右側に普通交付金と特別交付金それぞれの記載をさせていただいておりますが、普通交付金が 707,649 千円、特別交付金が 44,630 千円の減額となっています。

(委員)

減となった理由は。

(事務局)

県支出金が減額になった主な要因としましては、歳出側の保険給付費の減によるものです。

(委員)

保険給付費が減となった理由は为什么呢。

(事務局)

一人当たりの見込みは増額しておりますが、被保険者数が減少の見込みですので、全体としては減額となっております。

(委員)

繰入金が減っていますが、これは岡崎市でコントロールできる部分かなと思いますが、これが減った要因を教えてください。

(事務局)

繰入金が減った主な理由につきましては、主な内容にも記載がありますが、基金繰入金を昨年度は 3 億円、7 年度は 1 億円の計上しておりますので、その関係で 2 億円の減が出ております。

(委員)

3 億円から 1 億円に減った原因をお伺いしたいです。

(事務局)

基金の繰入については、保険料の一人当たり伸び率が急激にならないように投入させていただいております。今回は1億円を入れることによって103.5%程度の伸び率の見込みとなっております。県の方も緩やかに上昇していくのが3%は適当と話がありましたので、1億円入れて103.5%の伸び率で計上をさせていただいております。基金残高のこともあり、令和7年度だけではなく、それ以降の急激な上昇に備えて使っていきたいと思っておりますので、1億円の計上となっております。

(委員)

緩やかな保険料の額になるんですけど、この金額を例えば3ページの3,111円かける被保険者数で大体140,000千円ぐらいかなと思いますが、去年と同じくらい基金を入れたら保険料としては上がらずに済んだということですか。要は財政状況もあるとは思いますが、3,000円かける58,000人とすると17,000千円ぐらいだから、170,000千円投入できていれば保険料は上がらなかったということでしょうか。

(事務局)

委員がおっしゃってみえる3,111円というのは、あくまでも納付金の算定結果を被保険者数で割り返したものであるもので、こちらは先ほど申し上げた保険料とは違います。

(委員)

6年度と同じ水準にするためには、どれくらいの基金を投入したらいいですか。

(事務局)

あくまでも今回は予算としてどれくらいの額だということで、実際の保険料率につきましては被保険者の数等が違いますので、いくら投入したら昨年度と同じ数字になるかということは今の時点でお話することはできません。また先ほども担当が申し上げました通り、納付金につきましては県としても毎年平均103%程度上昇してくるんですが、それに加えて医療費係数といって、岡崎市はよその市町村よりも医療費が少ないので今までは納付金に対して割引をもらっていたのが、5年間で他の市町村と差がなくなる納付金ベースの統一ということをやります。7年度については6年度の納付金に先ほどお話しした割引していたのが0.2少なくなったので、要はその分だけ上乘せさせて納付金を徴

収される形になります。これが残り4年間は続くので、保険料としては一人当たりの納付金を県が上げていくものに加えて医療費係数の分が足されていくというところで慎重に基金を使用していきたいと考えております。

(委員)

保険事業費として前年度比27,371千円下がっていますが、これは特定健康診査・特定保健指導等の実施費用とありますが、これは何か縮小とかなくすことがあったりするのをお知らせください。

(事務局)

令和7年度の特典健康診査・特定保健指導に対しては実施計画としては例年通り行っていくと計画をしております。金額が減る見込みというのは、被保険者数の減が一番大きいと思っております。

(議長)

他に御質問はございますか。

(委員)

岡崎市の納付金が一人当たり168,539円ですが、相対的にみて、この納付金額というのは愛知県の中で多い方なのか、それは分からないことですか。

(事務局)

どこの市が高くどこの市が低いということは申し上げることはできませんが、課長の方から話がありましたように岡崎市は医療費係数が他の市町村よりも低いので、そういった意味では今回0.2引き上げられているので負担増にはなっておりますが、低い方になります。

(委員)

先ほどの繰入金のところ基金から繰入れていることですが、基金の残高がどのくらいかと、理想と考えている残高を教えてくださいと思います。

(事務局)

令和6年度末における基金の保有額については9億円程度となる見込みであります。特に十分であるかについては、今後の県からの納付金の提示額がどのようになっていくかもまだ見込みが立たない状態ですので、限りあるこの基金をどのように使っていくということが今後課題かなと思っておりますので、特

にこの金額が適正というものはないです。

(委員)

これまでは基金はどちらかというとり崩す金額が多くて、だんだん目減りしているように感じるんですけど、今回の積み立てとしては利子収入だけですけど、今後この積立てる計画予定みたいなものは考えられているのでしょうか。

(事務局)

1 回目の運協の時に決算の概要についてお話をさせていただいておりますが、決算までは何とも言えませんが、決算剰余金の部分については翌年度に繰越すというよりも基金に積んで、こういったものに備えたいと考えております。

(委員)

1 ページ目の表の一番上に財源の内容が書かれていますが、右端に一般会計繰入が 30 数億とあります。本来これは国民健康保険の保険事業としての会計なので、一般会計からの繰入に依存するという、財源構造そのものが本来的ではなくて、他の市町村でも一般会計からの繰入は減らしていくという方針で動いているはずなんですけど、岡崎市としては一般会計からの繰入をどうなくしていくのか、どういう方針で今後進めていかれるのかという辺りを少し解説いただければと思います。

(事務局)

予算の性質上、このように一般会計からの繰入金という形で計上はさせていただいております。その中で特に言われるのが法定外繰入のことかと思いますが、いわゆる赤字とみなされる決算補填目的については、御存じのとおり県としても計画的に赤字を解消していくように言われております。こちらにつきましては、予算上は確かに赤字とみなされる予算を計上しておりますが、決算の際は一般会計からの決算補填目的の繰入をここ何年としていない状況です。収納率を上げたり、当初予算ではどうしても見込みきれない歳入、交付金を獲得していくなど努力をして今後も赤字にならないようにしていきたいと思っております。

(議長)

他に質問はありますでしょうか。

(委員)

納付金についてお伺いしますが、岡崎市は医療費が抑えられているという観点で納付金も少し考慮してもらっていたという流れがあるというのは以前もお聞かせいただいたところですが、それがあまり差というのか、どんどん縮めていくというのは分からなくはないですが、県で支えていくものという考え方にたてばそういうことだろうと思いますが、岡崎市民からするとそんなに医療費使っていないのにものすごく医療費が発生しているところの負担を一緒にさせられている感は否めないところではあるかなと思います。5年間で縮小していくという形で、どこの市町村ももう同じになるということですが、その5年間は何年から何年まででしたでしょうか。あと、今後の見通しを教えてください。

(事務局)

納付金ベースの統一は令和7年度から令和11年度の5年間となっております。それ以降につきましては完全統一に向けて県の部会に各担当が出席して意見等を言う機会がありますので、そちらで情報を得ていく形にはなります。

(委員)

どこの市町村も高齢化に向かっているのは間違いないので、逆に岡崎市がどこかに支えられるような形になるかもしれないと思うと、今負担をしている感が否めないなと思いはあるにしても、という思いは持っています。ただ、国民健康保険加入者にとっては年々上がっていく中で、「また上がっているね」「こんなにもたくさん払わなきゃいけないんだね」という声をよく耳にします。私自身もこんなに納めなきゃいけないなというところがあるので、納付金などの色々なことがあって最終的な私たちの保険料に繋がっていくことを考えると、なかなか辛いところだと思っています。国であり県であり、全体で支えていくというものであることは認識しているので致し方ないのかなという思いも持っています。

(議長)

他にありませんでしょうか。

(委員)

交付金が上がっていけば保険料が下がってくる話がありましたが、今後交付金を上げるにあたっての具体的な施策を教えてください。

(事務局)

交付金の中に保険者努力支援制度というものがありますが、こういった交付金について確実に点数を伸ばしていく中で、岡崎市は県の中でも1、2位になる獲得点数です。県の努力支援ですと県全体の予算額もあるので実際に割り振られる額は分からない部分もありますが、先ほど少し繰入金のことに触れましたが、赤字解消が大きいので、赤字をなくすことで県に入ってくる交付金が増えると県全体の納付金が減るのでそういった努力はしていこうと思います。また、毎年指標も変わってきますので必ず確認をして、とれるようにしていきます。

(議長)

他に、御質問はございませんでしょうか。

次に議題2に移ります。議題2は「岡崎市国民健康保険条例の一部改正について(報告)」です。事務局から説明願います。

(事務局)

国民健康保険条例の一部改正について、資料の4ページをご覧ください。

主な改正2点について順次説明させていただきます。

1 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについて説明いたします。(1) 改正内容です。限度額の引き上げについては、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得者層の負担上昇をできる限り緩和する考えにより、段階的に限度額を引き上げる運用上のルールが平成27年度から設けられており、今回は医療分を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分を24万円から26万円に引き上げます。介護分は、そのまま据え置き変更はございません。今回の改正で、医療分、後期分、介護分の最高限度額の合計は106万円から109万円となります。

(2) 改正の影響です。令和6年12月末時点の被保険者と所得状況により試算しますと、医療分では引き上げ前は854世帯が限度額を超えると試算しましたが、限度額引き上げ後は830世帯が限度額を超えるという試算が出ております。同様に後期分では、引き上げ前は、853世帯が限度額を超えると試算しましたが、限度額引き上げ後は、731世帯が限度額を超えるという試算が出ております。

つづきまして2 低所得者に係る国民健康保険料の軽減の拡充について説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

(1) 改正内容です。国民健康保険では、低所得者の軽減措置として、所得に応じて均等割・平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みがあります。軽減

基準額については、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅については政府が消費者物価などを総合的に勘案して決定するもので今回の見直しにより、2割軽減及び5割軽減に対して、軽減対象の所得基準を引き上げます。国民健康保険に加入している被保険者等の人数に乘じる額を2割軽減世帯は1.5万円引き上げ、5割軽減世帯は1万円引き上げます。

(2) 改正の影響です。2割軽減の拡大によりまして、軽減対象者の範囲が広がります。5割軽減の拡大につきましては、今まで2割軽減であった世帯が基準を満たせば、5割軽減になり、軽減額が増加します。

影響を、令和6年12月末時点の被保険者と所得状況にて試算いたしました。引き上げの影響につきましては、全体で480世帯が影響を受けます。内訳としては2割軽減から新たに5割軽減になる世帯が181世帯、軽減対象でなかった世帯で新たに2割軽減になる世帯が299世帯です。

6ページ以降は、限度額の引き上げ及び軽減の拡充についてモデルケースで試算した資料になります。

以上の2つの改正につきましては、いずれも国の制度改正に併せて行うものとなります。説明は、以上でございます。

(議長)

説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。

御質問がないようですので、議題3に移ります。議題3は「保険料の収納対策について(報告)」です。事務局から説明願います。

(事務局)

保険料の収納対策について、資料をご覧ください。

第7次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プランについて説明させていただきます。岡崎市では、平成18年から国民健康保険料の収納率向上と滞納額削減に取り組んできました。これまで6回の緊急プランで、収納率は大幅に向上し、滞納額も減少しました。令和5年度には、現年度収納率が94.51%、滞納繰越額が13.9億円と、目標達成と言える成果が出ています。しかしながら、高齢化や医療費の高騰、加入者数の減少など、国保を取り巻く環境は厳しさを増しており、安定した財政運営と被保険者の公平性を確保するためには、更なる収納対策が不可欠です。そこで、令和7年度から3年間、第7次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プランを実行し、更なる収納率向上と滞納額削減を目指します。

次ページをご覧ください。第1 第6次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プランの成果と課題について、説明いたします。

1 結果について、先にお伝えしたとおり、目標達成と言える成果が出ています。次に、2 課題です。表の「(1)滞納者数の推移」のとおり、全体の滞納者数は減少しているものの、現年分のみ滞納者数は横ばい状態となっています。また、表の「(2)保険料納付形態状況」及び「(3)口座振替率」から、収納率の高い口座振替の加入状況も横ばい状態となっています。次ページをご覧ください。第2 第7次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プランについて、説明いたします。

第7次プランの重点目標は3つです。1の現年度収納率の向上(最重要目標)です。令和9年度までに、現年度収納率を94.90%まで向上させることを目標とします。2の口座振替率の向上です。令和9年度までに、口座振替率を69.0%まで向上させることを目標とします。3の滞納繰越額の削減です。令和9年度までに、滞納繰越額を9.0億円まで削減することを目標とします。

次ページをご覧ください。目標達成のために、以下の取組みを進めます。

1 滞納の未然防止としまして、口座振替登録を積極的に勧奨します。納付手段を多様化し、コンビニ、クレジット、スマートフォン決済アプリなどを活用できるようにします。

2 納付相談機会の確保としまして、滞納者への早期対応として、コールセンターや収納員による訪問、夜間・休日相談窓口などを活用し、早期納付を促します。給付申請時などに納付状況を確認し、滞納が判明した場合は納付相談を行い、未納保険料への充当を指導します。

3 資格賦課の適正化としまして、オンライン資格確認システムを活用し、資格重複者を早期に把握し、資格喪失届が未提出である世帯に対しては、喪失手続勧奨通知を発送します。居所不明者の調査を実施し、必要に応じて住民票の職権削除を依頼します。擬制世帯に対しては、被扶養者となり得る者を抽出し、勧奨通知を送付します。所得未申告者に対しては、電話や文書による勧奨を実施します。減免制度の周知を徹底します。

4 厳正かつ速やかな滞納処分としまして、早期に財産調査を行い、納付資力がある場合は差押を執行します。納付資力がない場合は執行停止します。預貯金照会業務の電子化を推進し、事務の迅速化を図ります。

5 職員の人材育成としまして、徴収職員研修会に積極的に参加します。

6 その他としまして、生活困窮者に対しては、生活困窮者担当課へ相談勧奨を行います。多重債務者に対しては、債務整理無料相談会を開催します。

これらの取組みを通じて、国民健康保険料の安定的な収入確保を目指し、持続可能な医療保険制度の維持に努めてまいります。説明は以上です。

(議長)

説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。

(委員)

(2) 納付相談機会の確保というところで、滞納者へは早期に対応する、これは本当に大事な事かなと思います。私のところへ相談に来る人も、もう5年も6年もため込んで、それで初めて「もう払えない」「督促がきた」「差し押さえがきたらどうしよう」ということになって相談に来る人が多いんですね。ですので、この早期の対応という点で言いますと、この収納員による訪問はどれくらいの時期にどれくらいためた時点で行かれているのか、そこで実際に会えるのか、督促状を送ってくれていますのを見ていない方も非常に多いので、その辺を今後どうしていったらいいのかを考えておられるのかをお聞かせください。

(事務局)

1点目の収納員の訪問時期やお会いできる割合につきまして、時期としては納期限後の1か月後くらいから行くようにしています。お会いできる割合につきましては、日中仕事をされている方も多くいらっしゃいますので、割合を手元に持っていませんが、半分がお会いできていない状況。半分以下と見ていただければと思います。

督促状や催告書の通知につきましては、督促状に関しましては法律行為で発送時期が決まっております、納期限の翌月には発送しております。催告書につきましては適宜発送という形になりまして、現年度収納分につきましては督促状を出した後に納付がない方に関しましてはお出しするようしております。

(委員)

書類を送ることにしましては、見ないということは本人の問題なのでこれをどうかしようというのは難しいことかなと思いますが、収納員の方が半分くらいしか会えていないということですけど、会えなかったところには時間を置いてまた行ったりとか何回も訪問したりだとか、そういう形で追っていくものですか。

(事務局)

お会いできない方に関しましては、一度で終わるということはございません。

必要に応じて訪問した際に手紙等を投函する場合もございますので、なるべく接触するようには努めております。

(議長)

他に御質問はありますか。

(委員)

以前から未納者の方の保険料徴収に尽力いただいているのは重々承知の上ですが、この収納員の方は、今岡崎市で何名いらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

6年度は5名の収納員で取り組んでおります。

(委員)

滞納者数の推移を見ると、5名で対応がどこまでできているのかなど、すごい負担になるかなど想像します。それ以上増やすことも結構大変なことだとも想像はしています。この夜間窓口を開設するのは、もう今開設していらっしゃるのでしょうか。私が思うに、未納者の方が納付していただくために本当に尽力してくださっていて、いろんな案を出しながらやっていただけていることは重々承知ですが、費用対効果っていかがなものなのでしょうか。郵便料金も値上がりしましたよね。それで郵送するわけですよ、何度も督促状なり送って。何もしないと逆に批判されてしまいますから、いろんなことをやってくださっているのは分かりますが、そのやっていることに対しての収納率というのは、費用対効果はいかがなものなんですかね。保険料が高額なので、納めていただければ当然それくらい使っても得るものは大きいという感じになるのかなとは思いますが、その辺りをどうお考えですか。

(事務局)

少ない人数ではありますができる限りさせていただいております。

御質問の費用対効果につきまして、収納対策が先ほどご説明させていただいた通り多岐にわたるものとなりまして、そういった一つ一つの積み重ねによって成果が得られるものですので、単純に費用対効果を測ることは難しいものとなっております。愛知県の国民健康保険運営方針や物価上昇もそうですけど、現状を常に分析しまして効率的な施策を検討して行っております。

(委員)

ちょっと難しいのかなとは思っています。

未納者の方にも保険証は交付されていますね。当然これは国民の命に係わるという観点もあると思いますが、未納者の方の保険証は見ただけでは分からないですか。未納者の方も全く医療機関にかからないということはないと思いますが、市として未納者の方がどれくらい医療機関にかかっているかの把握は多分難しそうですが、すごく大事なことじゃないかなと思います。皆さんが負担している保険料で賄っていているのは国民の義務でもありますが、1円も負担しないで医療機関だけかかって、それで同じだけの医療費しか払っていないというところに本来ならばそこはきちんと把握しておくべきことではないかなと感じております。かなり難しいというか、そういうふうに動いてみえないじゃないかなと思いますが、その辺りをどうお考えかをお聞かせください。

(事務局)

滞納者の方がどれくらいの医療費を使われているかについては把握しておりません。医療制度となりますので、御気分を害されるのも分かりますけれどもやはり命に係わることですので医療については受けていただくことを考えております。私たちとしましては、保険料の収納がこの保険医療制度を支えているものと思っておりますので、収納対策は引き続きしっかり行って、保険事業の運営に寄与できることを目指して取り組んでおることになります。

(委員)

大変ご苦労なさっているということは分かっているつもりではあります。ただ国民健康保険を維持していくためには一人ひとりの負担というのはやむを得ないんですけど、逃げ得みたいな形になる方がいないことを願うばかりでして、みんなで支えるものだという観点に立っていただきたいなと思います。先ほど収納員の方が伺っても半分くらいの方は仕事等で留守にしているということをおっしゃっていたので、ということは収入がおありなんだろうと思うので、その部分が上手に納付に繋がっていくといいなと考えます。今後もお知恵を駆使しながら、いろいろ御尽力いただければと思います。

(議長)

他に御質問はありますか。

(委員)

口座振替における収納率向上についてお伺いします。3 ページ(2) 保険料納付形態状況を拝見いたしますと、口座振替の収納率は 98.41%から 97.92%に低下をしております。逆に自主納付、これは納付書によるものと理解をしておりますが、こちらは 85.06%が 89.15%へと大きく上昇しているわけがございます。確かに口座振替と自主納付の間には 10 ポイントほどの差がありまして口座振替が有効と思われませんが、口座振替の収納率を右肩上がりにしていくことが保険料の収納対策に繋がると考えます。そこでお伺いします。意識啓発や周知・広報等、口座振替の方に対する収納対策は何かお考えでしょうか。

(事務局)

すでに口座振替の方に対しての何等かの施策・取組みについては、改めて御説明できるものが特にございません。基本的に口座振替が 100%でないというのは、お客様都合で残高不足や口座を変えられたりという事情がございます。口座振替ができなかった場合等に関しては、できませんでしたというお手紙をお送りしております。そういったもので改善していけばいいと思います。

(議長)

他に御質問はございませんか。

(委員)

2 ページの滞納者数の推移ですが、現年分のみの世帯が横ばいだとおっしゃっていましたが、滞納者の方の現年分の滞納理由というかその原因が何か分かっているのか、もし分かっていたら教えていただければと思います。

(事務局)

現年問わず滞納者の滞納理由は人それぞれにはなってしまっていますが、先ほど施策の中でもご説明をさせていただきましたが、生活困窮者や多重債務者みたいな方もいらっしゃいますし、単に忘れていらっしゃる方、そういった方もいらっしゃいます。現年分に特化はできませんが、滞納者としましては人それぞれとなります。

(委員)

理由はもちろん人それぞれだと思うんですが、現年分のみ横ばいなので、それを解決するためにどこに重点を置かれるのか聞きたかったので聞かせてもらいました。債務超過や生活困窮している人は繋がって対応していければいい

などと思いますが、忘れていて滞納している人に対しては、100%収納してもらっているのか、忘れる人をどうやって結びつけるのか何か対策はありますか。

(事務局)

現年分のみ早期滞納者の方々に対しましては、先ほどの督促状や催告書といった文書での通知もそうですし、収納員とコールセンターからの電話等もまずは接触を試みるようにさせていただいております。また、今回目標値として新たに決めました口座振替は払い忘れを防止する対策としては有効となりますので、次期プランから口座振替率を目標と定めております。

(議長)

他に御質問はありますかでしょうか。

本日の議題はすべて終了しました。本日は、御多忙の中、岡崎市国民健康保険運営協議会の議事につきまして、慎重に御審議を賜わり、誠にありがとうございました。以上をもちまして、「令和6年度 第3回岡崎市国民健康保険運営協議会」を閉会いたします。

## 6 閉会の日時

令和7年2月6日(木) 14時50分 閉会

令和7年 月 日

岡崎市国民健康保険運営協議会 会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

**令和6年度 第3回  
岡崎市国民健康保険運営協議会  
資 料**

**令和7年2月6日  
福祉部 国保年金課**

# 議題 1 令和 7 年度国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算概要について（報告）

## 1 令和 7 年度当初予算（案）概要

（単位：千円）

会 計 名	令和 7 年度 予算見積額	前年度 予算見積額	比 較	財 源 内 訳				一般会計繰入額			
				国	県	その他	一般財源	令和 7 年度	前年度	比 較	
国民健康保険事業（事業勘定）特別会計	32,504,363	33,605,608	△ 1,101,245	2	21,667,905	7,542,120	3,294,336	3,194,335	3,232,271	△ 37,936	
予 算 内 訳	歳 入			主 な 内 容（予算見積額増減理由等）							
	款	令和 7 年度 予算見積額	前年度 予算見積額	比 較							
	1 国民健康保険料	7,474,517	7,584,416	△ 109,899	国民健康保険事業費納付金の財源 国民健康保険事業費納付金が減となったため						
	2 一部負担金	1	2	△ 1	存目						
	3 使用料及び手数料	22	22	0	証明手数料など						
	4 国庫支出金	2	2	0	存目						
	5 県支出金	21,667,905	22,420,184	△ 752,279	療養給付費等の保険給付費の財源となる普通交付金など 普通交付金の見込みが減となったため 普通交付金 21,365,181千円（前年度比：707,649千円減） 特別交付金 302,723千円（前年度比：44,630千円減）						
	6 財産収入	7,477	2,104	5,373	財政調整基金利子収入						
	7 繰入金	3,294,335	3,532,271	△ 237,936	一般会計からの繰入金、基金からの繰入 基金繰入金 100,000千円（前年度比：200,000千円減）						
	8 繰越金	1	1	0	存目						
	9 諸収入	60,103	66,606	△ 6,503	保険料収入延滞金など						
	歳入合計	32,504,363	33,605,608	△ 1,101,245							
	歳 出			主 な 内 容（予算見積額増減理由等）							
	款	令和 7 年度 予算見積額	前年度 予算見積額	比 較							
	1 総務費	732,723	674,606	58,117	一般管理費、賦課徴収費など 人件費に係る費用が増となったため 標準化対応に係る費用が増となったため						
	2 保険給付費	21,527,089	22,241,044	△ 713,955	療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など 療養給付費の見込みが減となったため 一般被保険者療養給付費 18,468,720千円（前年度比：642,204千円減） 高額療養費の見込みが減となったため 一般被保険者高額療養費 2,697,840千円（前年度比：91,044千円減）						
	3 国民健康保険事業費納付金	9,827,841	10,239,327	△ 411,486	県の国民健康保険財政運営のために支払う納付金 県からの提示額減のため 医療給付費分 6,818,125千円（前年度比：242,974千円減） 後期高齢者支援金等分 2,287,755千円（前年度比：129,470千円減） 介護納付金分 721,961千円（前年度比：39,042千円減）						
	4 保健事業費	363,612	390,983	△ 27,371	特定健康診査、特定保健指導等の実施費用など						
	5 基金積立金	7,477	2,104	5,373	財政調整基金利子収入積立金						
	6 諸支出金	44,621	56,544	△ 11,923	保険料還付金など						
7 予備費	1,000	1,000	0	予備費							
歳出合計	32,504,363	33,605,608	△ 1,101,245								
国民健康保険の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ（予定）</li> <li>軽減判定の基準拡大（予定）</li> <li>65歳以上の割合が大きく被保険者は高齢化である</li> <li>医療費指数反映係数が <math>\alpha = 1</math> から <math>\alpha = 0.8</math> に変更、高額医療費の共同負担の実施</li> </ul>										

## 2 令和7年度国民健康保険事業費納付金等

### (1) 納付金と保険料の関係

愛知県の国民健康保険事業に要する費用等に充てる納付金を県に支払うために、各市町村は保険料を賦課・徴収する。



国民健康保険事業費納付金は3本立てになっている。

#### 【医療分】

国民健康保険に加入しているかたの保険給付費等の推計をもとに県が決定する。主に医療機関等を受診した時の医療費等の保険給付費に充てるもの。

#### 【後期高齢者支援金等分】

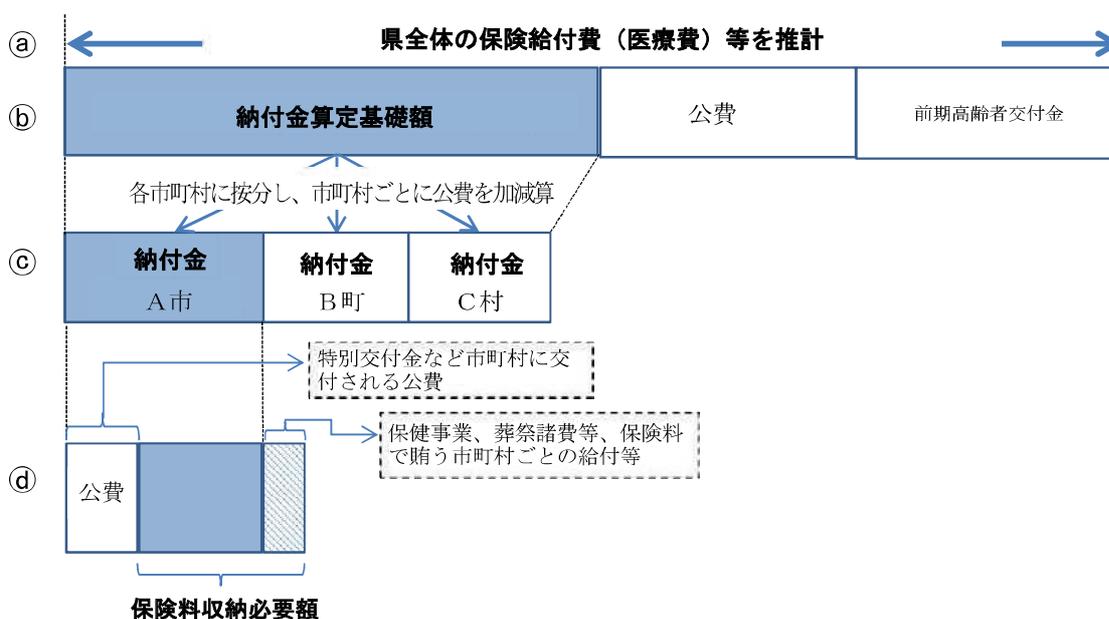
後期高齢者支援金の推計をもとに県が決定する。後期高齢者医療制度の一部を支援するもの。

#### 【介護納付金分】

介護納付金の推計をもとに県が決定する。介護保険制度を支えるために各保険者が、介護2号被保険者数に応じて負担するもの。

※介護2号被保険者・・・40歳以上65歳未満のかた

### (2) 市町村ごとの納付金額及び保険料の算定の考え方



### (3) 納付金算定結果について

愛知県全体の納付金算定結果は表のとおりであった。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納付金総額	2,043億円	2,054億円	1,981億円
1人当たり納付金額	158,002円	166,930円	169,090円
一般被保険者数	1,292,775人	1,230,792人	1,171,696人

令和7年度の愛知県1人当たりの納付金額は169,090円となり、令和6年度と比較して2,160円の増(伸び率101.29%)となった。被保険者数の減等により納付金総額は減少したが、国庫負担金等の公費が減少しているため、1人当たりの納付金額は増額となった。

愛知県は、公費の減少の影響による1人当たりの納付金額の伸び率を抑えるため、決算剰余金を活用することで、伸び率を抑えた。

岡崎市の納付金算定結果は表のとおりであった。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納付金総額	10,125,800千円	10,239,327千円	9,827,841千円
1人当たり納付金額	156,958円	165,428円	168,539円
一般被保険者数 ※	64,513人	61,896人	58,312人

令和7年度の岡崎市1人当たり納付金は168,539円となり、令和6年度と比較して3,111円の増(伸び率101.88%)となった。

※一般被保険者数

国が示した推計方法(コーホート要因法)により県が推計する。

コーホート要因法とは、基準日(9/1時点)の被保険者数を各年齢別・性別に分けたうえで、「自然増減(出生と死亡)」及び「純移動(資格取得・喪失)」の二つの要因を加味した移動率を乗じて算出する方法。

## 議題 2 岡崎市国民健康保険条例の一部改正について（報告）

### 1 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ（年度内に国保法施行令改正の予定）

#### (1) 改正内容

国民健康保険料の基礎賦課額（医療分）に係る賦課限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等賦課額（後期分）に係る賦課限度額を 24 万円から 26 万円に引上げます。

介護納付金賦課額（介護分）に係る賦課限度額については 17 万円のまま据え置きます。

限度額	令和 6 年度	令和 7 年度	引上げ額
基礎賦課額（医療分）	650,000 円	660,000 円	+10,000 円
後期高齢者支援金等 賦課額（後期分）	240,000 円	260,000 円	+20,000 円
介護納付金等賦課額 （介護分）	170,000 円	170,000 円	0 円
合 計	1,060,000 円	1,090,000 円	+30,000 円

#### (2) 改正の影響

##### 限度額引上げの影響

（R6 年 12 月末時点の被保険者と所得状況での試算 国保世帯約 42,000 世帯）

限度額超過世帯数	限度額引上げ 前	限度額引上げ 後	増 減
基礎賦課額（医療分）	854 世帯	830 世帯	△24 世帯
後期高齢者支援金等 賦課額（後期分）	853 世帯	731 世帯	△122 世帯
介護納付金等賦課額 （介護分）	608 世帯	608 世帯	0 世帯

## 2 低所得者に係る国民健康保険料の軽減の拡充（年度内に国保法施行令改正の予定）

### (1) 改正内容

低所得者の国民健康保険料の軽減措置のうち5割軽減と2割軽減の判定所得の引上げを行います。

被保険者等の人数に乘じる額を2割軽減は1.5万円引上げ56万円に、5割軽減では1万円引上げ30.5万円になります。

### 軽減対象世帯となる所得金額の算出方法

$$\frac{\{43 \text{ 万円} + \text{※ 万円} \times \text{被保険者等の人数} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}}{\text{※ 被保険者等の人数に乘じる額}} \text{ 以下}$$

※被保険者等の人数に乘じる額

	現 行	改正後	引上げ額
2割軽減	54.5万円	56.0万円	+1.5万円
5割軽減	29.5万円	30.5万円	+1.0万円

### (2) 改正の影響

影響を受ける世帯 480世帯

#### 【内訳】

2割軽減 → 5割軽減になる世帯 181世帯  
軽減対象外 → 2割軽減になる世帯 299世帯

令和7年3月議会にて審議予定

## 制度改正 モデルケース試算

(1) 医療分+後期分

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)		(B)		(B)-(A)
			R6	限度額	改正後	R6と改正後の比較	
			医療	65万円	医療		66万円
			後期	24万円	後期	26万円	
2 人 世 帯	788万円	600万円		644,200		640,900	△ 3,300
	677万円	500万円		549,500		546,800	△ 2,700
	555万円	400万円		454,800		452,700	△ 2,100
	430万円	300万円		360,100		358,600	△ 1,500
	297万円	200万円		265,400		264,500	△ 900
	233万円	改正後 2割軽減 (155万円以下)		222,800		198,800	△ 24,000
	228万円	R6 2割軽減 (152万円以下)		196,500		195,900	△ 600
	159万円	改正後 5割軽減 (104万円以下)		151,100		115,700	△ 35,400
	157万円	R6 5割軽減 (102万円以下)		114,100		113,800	△ 300
	98万円	7割軽減 (43万円以下)		34,900		34,900	0

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)		(B)		(B)-(A)
			R6	限度額	改正後	R6と改正後の比較	
			医療	65万円	医療		66万円
			後期	24万円	後期	26万円	
4 人 世 帯	895万円	700万円		815,600		811,600	△ 4,000
	788万円	600万円		720,900		717,500	△ 3,400
	677万円	500万円		626,200		623,400	△ 2,800
	555万円	400万円		531,500		529,300	△ 2,200
	430万円	300万円		436,800		435,200	△ 1,600
	388万円	改正後 2割軽減 (267万円以下)		405,600		365,500	△ 40,100
	381万円	R6 2割軽減 (261万円以下)		361,100		359,800	△ 1,300
	247万円	改正後 5割軽減 (165万円以下)		270,200		211,500	△ 58,700
	241万円	R6 5割軽減 (161万円以下)		208,400		207,700	△ 700
	98万円	7割軽減 (43万円以下)		57,900		57,900	0

## (2) 医療分+後期分+介護分

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)	
			R6 医療 後期 介護	限度額 65万円 24万円 17万円	改正後 医療 後期 介護	66万円 26万円 17万円
2 人 世 帯	788万円	600万円		801,400	798,100	△ 3,300
	677万円	500万円		683,600	680,900	△ 2,700
	555万円	400万円		565,800	563,700	△ 2,100
	430万円	300万円		448,000	446,500	△ 1,500
	297万円	200万円		330,200	329,300	△ 900
	233万円	改正後 2割軽減 (155万円以下)		277,300	247,500	△ 29,800
	228万円	R6 2割軽減 (152万円以下)		244,500	243,900	△ 600
	159万円	改正後 5割軽減 (104万円以下)		188,000	144,000	△ 44,000
	157万円	R6 5割軽減 (102万円以下)		142,000	141,700	△ 300
	98万円	7割軽減 (43万円以下)		43,400	43,400	0

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)	
			R6 医療 後期 介護	限度額 65万円 24万円 17万円	改正後 医療 後期 介護	66万円 26万円 17万円
※ 4 人 世 帯	895万円	700万円		985,600	981,600	△ 4,000
	788万円	600万円		878,100	874,700	△ 3,400
	677万円	500万円		760,300	757,500	△ 2,800
	555万円	400万円		642,500	640,300	△ 2,200
	430万円	独自軽減 (300万円以下)		524,700	523,100	△ 1,600
	388万円	改正後 2割軽減 (267万円以下)		485,900	440,100	△ 45,800
	381万円	R6 2割軽減 (261万円以下)		434,300	433,000	△ 1,300
	247万円	改正後 5割軽減 (165万円以下)		321,200	253,900	△ 67,300
	241万円	R6 5割軽減 (161万円以下)		249,900	249,200	△ 700
	98万円	7割軽減 (43万円以下)		66,400	66,400	0

※医療4人 介護2人

# 第7次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プラン

令和7年3月

岡崎市 福祉部 国保年金課

## 目 次

はじめに .....	1
第1 第6次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プランの成果と課題 .....	2
第2 第7次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プラン .....	4

## はじめに

本市では、平成18年、国民健康保険料の収納率向上及び累積滞納額を削減するため、「岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プラン」を作成し、第1次（平成19年度、平成20年度）から第6次（令和4年度～令和6年度）まで約18年にわたり、様々な取組みを実施した。

その結果、令和5年度には「現年度収納率」94.51%（平成18年度90.79% 3.72pt増）、「滞納繰越額」13.9億円（平成18年度29.9億円 16.0億円減）と成果を上げることができており、「収納率向上の流れをより一層確実なものとする」という第1次プラン策定当初の目的は達成できていると考えられる。

しかしながら、国保加入者に占める高齢者の割合は上昇しており、一人あたり医療費が増加傾向にある一方、加入者数は減少傾向にあり、保険料収入の大幅な増加は見込めない。

今後も安定した国保財政の運営と被保険者の公平性を確保するために、国民健康保険料の収納率向上及び滞納額の削減は一層重要となっている。

また、保険証とマイナンバーカードの一体化、届出事務のデジタル化への対応、国保広域化による愛知県内の保険料水準の統一化等、国民健康保険を取り巻く環境は大きく変化している。

このような中、本市の収納対策については令和4年度から3年間、「第6次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プラン」を基に取組を進めてきたが、引き続き安定的で持続可能な医療保険制度を維持していくため、現在の収納対策について更なる検討を加え、このたび「第7次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プラン」を策定する。

## 第1 第6次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プランの成果と課題

### 1 成果

- ・現年度収納率が第6次プランに掲げた目標を概ね上回る結果となっている。
- ・滞納繰越額が年々減少している。

#### (1) 現年度収納率（令和2年度実績：92.36%）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	93.31%	94.07%	94.51%	(94.60%)
目標	92.50%	94.00%	94.00%	94.00%
対前年比	0.95pt	0.76pt	0.44pt	(0.09pt)

#### (2) 滞納繰越額（令和2年度実績：19.0億円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	17.9億円	16.2億円	13.9億円	(11.6億円)
対前年比	△1.1億円	△1.7億円	△2.3億円	(△2.3億円)

※第6次プランに目標値を設定していないため、実績値のみ。

### 2 課題

- ・滞納者数は減少しているものの、現年分のみの滞納者数は横ばい状態である。
- ・納付形態別にみると、自主納付に比べ口座振替は収納率が高いが、口座振替率が横ばい状態で伸び悩んでいる。

#### (1) 滞納者数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現年分のみ	2,180世帯	2,353世帯	2,237世帯
現年過年分	2,624世帯	2,217世帯	1,860世帯
過年分のみ	1,749世帯	1,429世帯	1,229世帯
延滞金のみ	553世帯	588世帯	573世帯
合計	7,106世帯	6,587世帯	5,899世帯

(2) 保険料納付形態状況（現年分）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		世帯数 (世帯)	収納率 (%)	世帯数 (世帯)	収納率 (%)	世帯数 (世帯)	収納率 (%)
普通 徴収	口座振替	28,905	98.41	25,301	97.99	25,972	97.92
	自主納付	12,286	85.06	14,446	87.70	12,586	89.15
特別徴収(年金天引き)		3,306	100.00	3,141	100.00	2,873	100.00
合計		44,497	93.31	42,888	94.07	41,431	94.51

(3) 口座振替率

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	—	63.66%	67.36%	(65.00%)
対前年比	—	—	3.70pt	(△2.36pt)

※第6次プランに目標値を設定していないため、実績値のみ。

同一指標での比較は令和4年度から実施

## 第2 第7次岡崎市国民健康保険料収納対策緊急プラン

第6次の成果と課題を踏まえ、第7次収納対策緊急プランを以下のとおり設定する。

### 1 計画の期間

令和7年度から9年度までの3か年とする。なお、第3期愛知県国民健康保険運営方針の動向を注視し、必要に応じて見直しを実施する。

### 2 重点目標

第7次収納対策緊急プランでは、個々の重点目標に対し数値目標を設定して取り組むこととする。

#### (1) 現年度収納率の向上（最重点目標）

財政基盤が脆弱である国保において、より安定した事業運営をするためには保険料の現年度収納率向上が極めて重要であることから、引き続き現年度収納率を指標とする。

【目標】94.90%まで向上させる。

区分	目 標		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収 納 率	94.70%	94.80%	94.90%
前 年 度 比	0.10pt	0.10pt	0.10pt
県運営方針	94.40%	94.60%	-

#### (2) 口座振替率の向上

現年度収納率の向上には、収納率の高い口座振替を推進することが有効であるため、新たに第7次プランより口座振替率を目標値と定めて取組みを行う。

【目標】69.0%まで向上させる。

区分	目 標		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
口座振替率	67.5%	68.0%	69.0%
前 年 度 比	2.5pt	1.0pt	1.0pt

#### (3) 滞納繰越額の削減

適正な債権管理及び滞納処分により、滞納繰越額の一層の削減に向け、取組

みを進めるため、新たに第7次プランより目標値を定めて取組みを行う。

【目標】9.0億円に減少させる。

区分	目 標		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
滞納繰越額	11.0億円	10.0億円	9.0億円
前年度比	△0.6億円	△1.0億円	△1.0億円

### 3 目標達成のための取組み

#### (1) 滞納の未然防止

##### ア 口座振替率の向上

- ・国保加入手続き等の際、口座振替登録を積極的に勧奨する。
- ・督促状、催告書へ口座振替案内チラシを同封し、口座振替勧奨を実施する。
- ・電話等による口座振替勧奨を実施する。
- ・ペイジー機器を用いた口座振替登録受付を実施する。
- ・夜間、休日納付相談窓口での口座振替登録受付を実施する。

##### イ 納付手段の多様化

- ・納付書でのコンビニ、クレジット、及びスマートフォン決済アプリ及びeLTAXを活用した納付に対応する。

#### (2) 納付相談機会の確保

##### ア 滞納者への早期対応

- ・岡崎市国民健康保険コールセンターでの、早期納付を電話、SMS、DMにより勧奨する。
- ・収納員による臨戸訪問、早期の納付を指導する。
- ・夜間、休日納付相談窓口を開設する。

##### イ 給付等の申請時における納付相談の実施

- ・高額療養費等の給付申請時、保険料の納付状況を確認、滞納が判明した場合、納付相談の上、高額療養費等給付金を未納保険料への充当を指導する。

#### (3) 資格賦課の適正化

##### ア 二重加入者

- ・オンライン資格確認の導入に伴い、登録した資格情報をもとに、各市町村に提供される被用者保険等と国民健康保険の資格が重複している者のリスト（「資格重複情報結果一覧」）を活用し、国民健康保険の資格喪失届が未提出

である世帯に対し、喪失手続勧奨通知を発送する。

- ・届出の期限後、職権による資格喪失を実施する。

イ 居所不明者

- ・納入通知書等の通知が返戻される世帯に対し、実態調査を実施する。調査結果に応じ住民票の職権消除が行われるよう、市民課へ依頼する。

ウ 擬制世帯

- ・擬制世帯のうち、前年度所得から被扶養者となり得る者を抽出し勧奨通知を送付する。

エ 所得未申告者

- ・電話勧奨を実施する。
- ・市申告用紙を同封し文書勧奨する。

オ 減免制度の周知

- ・納入通知書、督促状、催告書、医療費通知等において減免制度の周知を行う。

(4) 厳正かつ速やかな滞納処分

- ・早期の財産調査を行ったうえ、納付資力があるが納付していない場合は差押を執行する。納付資力がない場合は執行停止する。
- ・早期の財産調査に預貯金照会業務の電子化を活用し、事務の迅速化を図る。

(5) 職員の人材育成

- ・愛知県や愛知県国民健康保険団体連合会が実施する徴収職員研修会に積極的に参加するほか、納税課主催の研修会へ参加する。

(6) その他

- ・生活状況を聴取し、生活困窮者であれば生活困窮者担当課へ相談勧奨を行い必要な支援につなげるとともに、生活保護の受給が開始されたら執行停止する。
- ・複数の貸し金融業者やクレジット会社などから返済能力を超える多額の借入金をしている多重債務者への対応として、債務者の生活再建を目的とした債務整理無料相談会を開催する。